

答申第298号

平成18年 3月27日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成14年7月24日付けで諮問された特定の県立高等学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件（諮問第229号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

新聞報道された特定の教員の懲戒処分に係る文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 特定の教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類
- (2) 特定の教員の職歴のうち、現在所属している高校の名称
- (3) 特定の教員の年齢
- (4) 事故の起きた時刻及び場所並びに被害者の被害部位
- (5) 人事異動通知書案のうち、特定の教員の氏名及び職員番号を除いた部分
- (6) 処分説明書案のうち、特定の教員の氏名を除いた部分

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、新聞報道された特定の教員(以下「本件教員」という。)の懲戒処分に係る文書(以下「本件行政文書」という。)を、平成14年7月2日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。

ウ 神奈川県教職員(以下「教職員」という。)による不祥事や事件が多

発しているが、これは教職員の服務に対する自覚の著しい欠如によるもので、学校内外で発生した教職員による不祥事や事件はすべて公開されるリスクを負っていることを、教職員に認識させる必要がある。

エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育局総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書の名称及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次表のとおりである。

本件行政文書の名称	本件非公開情報
本件教員の懲戒処分に係る文書	本件教員の氏名、生年月日、最終学歴、職歴、教員免許取得年月日並びに教員免許状の種類及び教科（以下「本件教員氏名等」と総称する。）
	本件教員の年齢（以下「本件教員年齢」という。）
	事故の起きた時刻及び場所並びに被害者の被害部位（以下「本件事故時刻等」と総称する。）
	人事異動通知書案及び処分説明書案

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 本件教員氏名等及び本件教員年齢が公開されると、本件教員が識別されるので、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 本件事務時刻等が公開されると、被害者の他人に知られたくない個人に関する情報が公になってしまうことになるので、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 人事異動通知書案及び処分説明書案について

(ア) 本件教員の氏名、職員番号が公開されると、本件教員が識別され、又は識別され得る。

(イ) 処分の理由、事故の概要等が公開されると、被害者の他人に知られ

たくない個人に関する情報が公になってしまうことになる。

(ウ) また、人事異動通知書案及び処分説明書案は、本件教員の懲戒処分に関する文書の案であり、職員の身分の取扱いに関する情報であるので、条例第5条第1号ただし書ウには該当せず、本件教員以外の第三者に示すことを前提としていないことから、慣行として公にすることが予定されている情報とはいえないため、同号ただし書イにも該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 条例第5条第1号本文に該当する情報

本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当すると判断する。

a 本件教員氏名等（職歴のうち、現在所属している高校の名称を除

く。)

b 人事異動通知書案に記載された本件教員の氏名及び職員番号

c 処分説明書案に記載された本件教員の氏名

(ウ) 条例第5条第1号本文に該当しない情報

a 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報であるとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(a) 本件教員の職歴のうち、現在所属している高校の名称

(b) 本件教員年齢

(c) 人事異動通知書案のうち、本件教員の氏名及び職員番号を除いた部分

(d) 処分説明書案のうち、本件教員の氏名を除いた部分

b 本件非公開情報のうち、本件事故時刻等は、非違行為に関する情報であるが、個人の人格と密接に係るものではないため、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(イ) a から c までに掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 前記ア(イ) a から c までに掲げる情報は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

(ア) 本件教員の教員免許状のうち、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、県立学校の教員としての職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。したがって、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

(イ) 前記ア(イ) a から c までに掲げるその余の情報については、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウ及びエの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 7 月25日	諮問書を受理
8 月16日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月19日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月26日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成17年12月 5 日 (第53回部会)	審議
平成18年 2 月22日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
3 月22日 (第56回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年3月27日現在）（五十音順）